

監査公表第 9 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した定期監査(保育園等現地監査)の結果を同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成 27 年 11 月 27 日

敦賀市監査委員 安 久 彰
同 中 村 淳

平成27年度定期監査（保育園等現地監査）に係る結果報告

1 監査の実施日

平成27年7月27日（月）

2 監査の対象

榎林保育園、榎川保育園及び中央児童クラブにおける平成26年度の消耗品の購入状況、備品の管理状況、保育教材等の管理状況、現金の取扱い状況等

3 監査の方法

監査は、予め提出を求めた調書と各保育園における現地調査により、監査の対象とした項目について、必要に応じ関係職員の説明を聴取し、これらの管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

保育園、放課後児童クラブにおける現金の収納状況、備品等の管理状況については、おおむね適正に行われていると認められたが、次の事項については、改善等必要な措置を講じられたい。

(1) 備品の管理について

- ① 備品台帳には、製造会社、規格番号などを表記し、備品が特定できるように管理をお願いしたい。
- ② 消化器は、防災上必要時に直ぐ持ち出せる状態にしておくとともに、固定されている取付け金具に不具合がないか確認も併せてお願いしたい。

(2) 消耗品関係について

消耗品の原価を把握するとともに、保育園に保管している数量の把握をし、計画的な購入に努めていただきたい。

(3) 給食費及び会費の管理について

事故を未然に防ぐためにも、長期間保管せず、出来るだけ迅速に納付処理をしていただきたい。

(4) 防犯対策について

- ① 金庫の保管については、防犯上人目に付かない場所に設置するとともに、ダイヤル式の金庫は、番号を変更するなど防犯対策に心掛けていただきたい。
- ② 防犯に対し、何処までのリスク対応及びシュミレーションの幅を広げなければならないかという諸問題があるが、危機管理に対するリスクを洗い出しながら、その対応を考え、行動を起こすよう絶えず防犯に対する意識づけに努めていただきたい。